

令和3年度 神戸市指導監査基準【食事提供・衛生管理】

(保育所及び幼保連携型認定こども園)

着 眼 点	最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。	
根拠法令等	着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。	
指導監査基準	着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。	
区 分	不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。	
[C]	是正の報告を要する事項 (重要事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。</p>
[B]	改善の報告を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。</p>
[A]	指導・助言する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。 (状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。) <p>※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります(「助言」を除く。)</p>

* 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、国通知等（保育所、幼保連携型認定こども園 食事提供・衛生管理編）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日等
児福法	児童福祉法	法律第164号	昭和22年12月12日
児童設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生省令第63号	昭和23年12月29日
保育所等設備運営条例	神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準を定める条例	神戸市条例第75号	平成25年3月29日
幼保連携型設備運営基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号	平成26年4月30日
幼保連携型設備運営基準条例	神戸市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	神戸市条例第19号	平成26年10月1日
特定教育・保育施設等運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	内閣府令第39号	平成26年4月30日
特定教育・保育施設等運営基準条例	神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	神戸市条例第21号	平成26年10月1日
保育所保育指針	保育所保育指針	厚生労働省告示第117号	平成20年3月28日
教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	内閣府・文科省・厚労省告示第1号	平成26年4月30日
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	労働省令第32号	昭和47年9月30日
水道法	水道法	法律第177号	昭和32年6月15日

幼保連携型運用取扱通知	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	府子本第105号 元文科初第1453号 子発第0210第1号	平成26年11月28日
幼保連携型食事の外部搬入等通知	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について	府子本第448号 27文科初第1183号 雇児発第0118第3号	平成28年1月18日
第4次食育計画児童福祉通知	「第4次食育推進基本計画」に基づく母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について	子母発0401第2号	令和3年4月1日
第4次食育計画保育所通知	「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について	子保発0401第2号	令和3年4月1日
保育所食育取組推進通知	保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について	雇児保発第0329001号	平成16年3月29日
児福施設食事提供通知	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	子発0331第1号	令和2年3月31日
児福施設食事計画通知	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	子母発0331第1号	令和2年3月31日
児福施設食事提供ガイド	児童福祉施設における食事の提供ガイド		平成22年3月31日

根拠法令、国通知等（保育所、幼保連携型認定こども園 食事提供・衛生管理編）

省略標記	正式名称	公布年月日等
保育所食事提供ガイドライン	保育所における食事の提供ガイドラインについて	雇児保発第0330第1号 平成24年3月30日
児福行政指導監査実施通知	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号 平成12年4月25日
指導監督徹底通知	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号 平成13年7月23日
公定価格留意事項	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	府子本第571号 28文科初第727号 雇児発第0823第1号 平成28年8月23日
児福施設等衛生強化通知	児童福祉施設等における衛生管理の強化について	児発第669号 昭和39年8月1日
社福施設保存食の保存期間等通知	社会福祉施設における保存食の保存期間等について	社援施第117号 平成8年7月25日
社福施設衛生管理通知	社会福祉施設における衛生管理について	社援施第65号 平成8年9月24日
児福施設等衛生管理及び食中毒発生予防通知	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	児企第16号 平成9年6月30日
社福施設自主点検実施通知	社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について	社援施第117号 平成9年8月8日
児福施設等衛生管理通知	児童福祉施設等における衛生管理等について	雇児発第0120001号 平成16年1月20日
社会福祉施設等食品の安全確保通知	社会福祉施設等における食品の安全確保等について	雇児総発第0307001号 平成20年3月7日
保育所調理業務委託通知	保育所における調理業務の委託について	児発第86号 平成10年2月18日
保育所感染症ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドラインの改訂について	雇児保発第0330第3号 平成24年11月30日
感染症予防対策マニュアル	神戸市教育・保育施設等における感染症予防対策マニュアル	神戸市こども家庭局
保育所アレルギー対応ガイドライン	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	子保発0425第2号 平成23年3月17日
アレルギー対応の手引き	神戸市教育・保育施設等におけるアレルギー対応の手引き	神戸市こども家庭局
社福施設受水槽衛生確保通知	社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について	社援施第116号 平成8年7月19日
神戸市受水槽管理指導要綱	神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱	市長決定 平成11年4月11日
大量調理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	衛食第85号食安発第0618005号 平成9年3月24日
社福施設等地震防災応急計画作成通知	社会福祉施設等における地震防災応急計画の作成について	社施第5号 昭和55年1月16日
災害発生時の社会福祉施設等の被災状況	災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について	雇児発0220第2号 社援発0220第1号 障発0220第1号 老発0220第1号 平成29年2月20日

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
I 食事提供				
1 調理業務				
(1) 調理室	当該施設内（当該施設の調理室を兼ねる他の社会福祉施設において調理する方法を含む。）で調理しているか。 （満3歳以上児に対する食事の提供においては、調理しないことができる）	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児童設備運営基準第11条第1項 幼保連携型設備運営基準第7条第1項及び3項並びに第13条第1項 保育所食事提供通知 幼保連携型運用取扱通知4（2） 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅰ・Ⅱ	2歳未満児の食事提供について、当該施設内で調理していないので、是正すること。	C
(2) 食事の外部搬入	当該施設において必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有しているか。	児童設備運営基準第32条の2 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅳ2（6）	加熱、保存等の調理機能がないので、是正すること。	C
	施設責任者が、業務上必要な注意を果たす得る体制及び調理業務受託者との契約内容を確保しているか。	児童設備運営基準第32条の2第1項 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅰ1（1）・Ⅱ・Ⅳ1（1）	食事提供の責任が当該保育所にある体制および受託者との契約内容になっていないので是正すること。	C
	栄養面での配慮をしているか（栄養面での配慮とは、保育所や保健所等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられる体制にあることをいう。）	児童設備運営基準第32条の2第2項及び第3項 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅳ1（2）及び（4）	栄養士による必要な配慮を行っていない（施設栄養士がいない場合、保健所栄養士による指導を受けていない）ので、改善すること。	B
	受託業者は基準で示されている能力を有しているか。	児童設備運営基準第32条の2第4項 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅳ1（3）	基準を満たしていないので、改善すること。	B
	施設の食育計画に基づき食事を提供するよう努めているか。	児童設備運営基準第32条の2第5項 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅳ1（5）	食育計画に基づき提供していないので、改善すること。	B
(3) 調理業務の委託	【調理業務については、保育所が責任を持って行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましい。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、以下の要件を満たしている場合は、委託しても差し支えない】 保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、施設職員による調理と同様な食事の質を確保しているか。	保育所調理業務委託通知1 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅰ1（1）	食事の質を確保していないので、是正すること。	C
	施設内の調理室を使用して調理させているか。	保育所調理業務委託通知2 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅲ1	施設内の調理室を使用して調理していないので、是正すること。	C
	栄養面での配慮をしているか（栄養面での配慮とは、保育所や保健所等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられる体制にあることをいう。）	保育所調理業務委託通知3 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅲ2	栄養士による必要な配慮を行っていない（保育所栄養士がいない場合、保健所栄養士による指導を受けていない。）ので、改善すること。	B
	施設は、通知で示されている業務を行っているか。	保育所調理業務委託通知4 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅲ3	施設が行うべき業務を実施していないので、是正すること。	C
	受託業者は通知で示されている要件を満たしているか。	保育所調理業務委託通知5 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅲ4	要件を満たしていないので、是正すること。	C

保育所及び幼保連携型認定こども園 食事提供・衛生管理 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 調理業務の委託	契約内容は通知で示されている要件を満たしているか。	保育所調理業務委託通知6 幼保連携型食事の外部搬入等通知Ⅲ5	要件を満たしていないので、是正すること。	C
2 食育の推進・実践				
(1) 食育の計画	乳幼児期にふさわしい食生活を展開し、適切な援助を行うよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育・保育の計画に位置づけているか。	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児福等設備運営基準第11条第5項 保育所保育指針第3章2 教育・保育要領第3章第2 第4次食育計画保育所通知2 保育所食育取組推進通知別添第1章2(2) 児福施設食事提供通知1(4) 児福施設食事計画通知3(3)	食育の計画を策定していないので、改善すること。	B
			食育の計画を策定しているが、教育・保育計画への位置づけが不十分なので、改めること。	A
(2) 食育計画の評価	食育計画を実践し、食事提供の質を向上できるよう、評価改善に努めているか。	保育所保育指針第3章2 教育・保育要領第3章第2 第4次食育計画保育所通知2 保育所食事提供ガイドライン第3章1	食育の計画を踏まえて、評価改善を行っていないので、改めること。	A
3 食事の計画・実施・評価				
(1) 食事計画の作成	子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質について計画しているか。	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児福等設備運営基準第11条第2項及び第3項 児福施設食事提供通知2(2) 児福施設食事計画通知2、3(1)	食事摂取基準を活用した食事計画（施設基準食品構成等）を策定していないので、改善すること。	B
			食事計画（施設基準食品構成等）の策定について、不十分な点があるので、改めること。	A
(2) 給与栄養量の目標	子どもの性、年齢、栄養状態、生活状況を把握し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量（以下、「給与栄養量」という。）の目標を設定するよう努めているか。	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児福等設備運営基準第11条第2項及び第3項 児福施設食事提供通知1(1) 児福施設食事計画通知2(1)から(4)まで、3(1) 児福行政指導監査実施通知 別紙I-2(1)-第1-1-(3)ア	給与栄養量の目標を設定していないので、改善すること。	B
			給与栄養量の目標設定について、不十分な点があるので、改めること。	A
(3) 食事計画の実施	定期的に子どもの身長・体重を測定し、乳幼児身長体重曲線による肥満度に基づき、評価、食事計画の改善を図っているか。	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児福等設備運営基準第11条第2項及び第3項 児福施設食事提供通知1(3) 児福施設食事計画通知2(2)・3(1)	定期的に身長・体重測定を行わず、食事計画の改善を図っていないので、改善すること	B
			乳幼児身長体重曲線による肥満度を用いた評価を行っていないので、改めること。	A
(4) 喫食状況の把握	子どもの喫食状況を把握するため各種調査等を行っているか。	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児童設備運営基準第11条第3項 児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1-1-(3)イ 児福施設食事計画通知3(1)	喫食状況の把握を行っていないので、改善すること。	B

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(5) 食事計画の評価	子どもにとって必要な栄養量を確保しているか。	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児福等設備運営基準第11条第2項 児福施設食事計画通知2(5) 児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1-1-(3)ア 指導監督徹底通知5(4)ウ	必要な栄養量を確保していないので、是正すること。	C
4 献立作成と内容				
(1) 献立作成	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。また、その献立に基づき食事の提供を行っているか。	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児福等設備運営基準第11条第4項 児福施設食事計画通知2(5)	献立表を作成していないので、是正すること。	C
			予定献立の記載内容が不適当であるので、改善すること。	B
			実施献立（記録）の記載内容が不適当であるので、改善すること。	B
			献立について責任者の関与がないので、改善すること。	A
(2) 献立の内容	献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容としているか。また食品の種類及び調理方法について、考慮しているか。	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児福等設備運営基準第11条第2項及び第3項 児福施設食事計画通知2(6) 保育所保育指針第5章3 児福食事提供ガイドⅡ 1 2(3) 保育所食事提供ガイドライン第3章1(3)③ア	季節感や嗜好に考慮がなく、変化に乏しいので、改善すること。	B
			既製品（レトルト食品、市販の惣菜や調理済み製品等）の使用が随所にみられるので、改善すること。	B
			間食について、単なる菓子類に偏っている等、変化に乏しいので、改善すること。	A
(3) 食事の中止（弁当日）等	施設の都合や保護者の同意が得られないまま食事を中止したり、弁当持参を強要していないか。 （保護者の希望や行事としての「弁当日」などで保護者同意に基づき実施される場合を除く。）	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児福等設備運営基準第11条第1項 公定価格留意事項 保育所保育指針第3章 保育所食事提供ガイドライン第3章1(3)③ア 幼保連携型運用取扱通知4(2)	施設の都合による弁当持参日が著しく多いので改善すること。	B
			簡易な食事の提供を行っていないか。 （簡易な食事とは、既製品の多用、米飯の外注、副食の一部外注のほか、パンと牛乳など調理の手間を省いている食事である。）	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児福等設備運営基準第11条第1項から第3項まで 公定価格留意事項 保育所保育指針第3章

保育所及び幼保連携型認定こども園 食事提供・衛生管理 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(4) 状況に応じた配慮	子どもの心身の状況にあわせた調理内容にしているか（離乳食、アレルギー除去・代替食、体調不良者、障がいへの配慮）。	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児福等設備運営基準第11条第3項 保育所保育指針第5章3 児福行政指導監査実施通知別紙2(1)第1-1(3)ウ 児福行政指導監査実施通知別紙1-2(2)、第1-1共通事項(5) 児福施設食事提供通知1(6) 児福施設食事計画通知2(6)	0歳児の食事について、調乳・離乳食（初期～完了期）の時期に応じ、適正な献立内容・調理方法に沿った食事を提供していないので、改善すること。	B
			3歳未満児に対する配慮を行っていないので是正すること。	C
			子どもの状況に応じた配慮を行っていない（食事提供せず、弁当持参させている等）ので、是正すること。	C
(5) 食物アレルギーへの配慮	子どもの健康と安全の向上に資するため、食物アレルギーに配慮した食事の提供を行っているか。	保育所アレルギー対応ガイドライン 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②及び2(2)ア(ウ)② 第3章1(3)ウ及び2(2)ウ 教育・保育要領第3章 第1 3(3)第2 6 児福施設食事提供通知1(6) アレルギー対応の手引き	誤食や誤飲を未然に防止する体制を構築していないので、改善すること。	B
			生活管理指導表に基づかない食物除去を行っているので改めること。	A
5 食品の管理状況				
(1) 食数把握と材料発注	計画通りに調理が行われたかどうか（献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施したか）、日々食数を把握し、予定献立に沿って、必要量を購入しているか。	幼保連携型設備運営基準第13条第1項 児福等設備運営基準第11条第4項 児福行政指導監査実施通知 第1-1共通事項(3) 児福施設食事提供通知1(3)	食数の把握・管理を行っていないので、是正すること。	C
			正当な理由なく食材や発注量を変更しているのでは是正すること。	C
			発注量に大幅な違いがみられるので是正すること。	C
(2) 購入手続きと伝票等の管理	食品購入の手続きは、適切に管理、把握しているか。発注・支出は伝票等により管理しているか。	社福施設衛生管理通知 社福施設等食品の安全確保通知 ①④（児童福祉施設） 児福施設食事計画通知3(4) 児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(2)、第1-1共通事項(3)(6)、第2 1(2)ウ 社福施設自主点検実施通知3 大量調理マニュアルⅡ-1(4)	発注書・納品書がない、又は不十分であるので改善すること。	B
			発注にあたって責任者の関与がないので、改善すること。	B
			食品材料の検収を全く行っていないので、是正すること。	C
			食品材料の使用や管理に不備があるので改善すること。	B
(3) 給食用脱脂粉乳の管理	児童育成協会あっせんの給食用スキムミルクを購入している場合、受払台帳を作成しているか。	児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(2)、第1-1(4)	給食用スキムミルク受払台帳を作成していないので、改善すること。	B
			給食用スキムミルク受払台帳に不十分な点があるので、改めること。	A
6 食事状況の把握と保護者支援				
(1) 給食材料の区分	子ども・職員の給食材料を区分しているか。	児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1-1-(3)	給食材料を子ども・職員に区分していないので、改善すること。	B

保育所及び幼保連携型認定こども園 食事提供・衛生管理 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 検食	食事提供による事故を未然防止するため、提供前に検食（おやつを含む。）を実施し異常のないことを確認しているか。	児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(2)-第1-1-(3)イ 社福施設等食品の安全確保通知 ②	検食の実施・記録に不十分な点があるので、改善すること。	B
(3) 検査用保存食の保存	食中毒が発生した場合に、その原因を究明できるよう検査用保存食を適切に保存しているか。 （原材料及び調理済み食品を50g程度ずつ、清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存）。	社福施設保存食の保存期間等通知1 児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)-第1-1-(3)オ 大量調理マニュアルII-5(3)	検査用保存食を適切に保存していないので、是正すること。	C
(4) 食事提供に関する会議	定期的に施設長を含む関係職員が参加のうえ、食事に関する会議等情報の共有を図っているか。	児福施設食事計画通知3(2)	会議に関して、不十分な点があるので、改めること。	A
(5) 保護者支援・情報提供	保育所側の食事提供に対する思いを伝え、保護者の食への関心を高めるために、また、保護者が適切に施設選択が行えるよう、献立を提供する等、食に関する情報提供を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第28条1 児福食事提供通知1(4) 保育所食事提供ガイドライン第3章1(3)① 第4次食育計画児童福祉通知	献立表の提供を行っていないので、改善すること。	B
			実物（食事）の展示を行っていない、または、不十分な点があるので改めること。	A
7 衛生管理の状況				
(1) 検便の実施	食事提供および調乳を担当する職員については、衛生上の安全対策として月1回以上の検便を実施する必要がある。検査項目には、腸管出血性大腸菌（O157、O111、O26）の検査を実施しているか。	児福施設等衛生管理強化通知5 社福施設衛生管理通知 児福施設等衛生管理通知(5) 児福施設食事計画通知3(4) 労働安全衛生規則第47条 児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1-1-(3)キ 大量調理マニュアルII-5(4)③ 感染症予防対策マニュアル	調理従事者・調乳担当者等の検便を適切に行っていないので是正すること。	C
			その他不適切な事項があるので、改善すること（検査項目や実施回数不足等）。	B
			検査結果を適切に保管していないので、改善すること。	B
(2) 調理従事者等の健康チェック（衛生点検）	調理従事者は、常に自分の健康チェックを行い、有症状の場合は、速やかに受診し、調理業務には従事しないなどの対応をとる必要がある。毎日の調理従事前に、健康チェックを実施しているか。（調乳、盛り付け担当者も健康チェックをしているか）	社福施設衛生管理通知 児福施設食事計画通知3(4) 社福施設自主点検実施通知2 児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(2)-第1-1-共通事項(6) 大量調理マニュアルII-5(4)②	健康チェックを行っていないので、改善すること。	B
(3) 調理室の衛生	食中毒予防の徹底を図るための「衛生管理の自主点検」を行い、その結果、改善すべき点が見つかった場合は、改めているか。	社福施設衛生管理通知 社福施設自主点検実施通知1	衛生管理の自主点検を行っていないので、改善すること。	B
			自主点検の結果に改善がみられない、もしくは、衛生管理面に不十分な点がみられるので保健所（衛生監視事務所）の指導をうけること。	B
(4) 器具・容器・食品類の衛生	器具・容器・食品類は衛生的に管理しているか。	社福施設衛生管理通知 社福施設自主点検実施通知4 児福行政指導監査実施通知別紙1-2(1)-第1-1(3)カ 大量調理マニュアルII-2、II-3(4)から(9)まで	器具、容器、食品の衛生的な管理（洗浄、消毒、保管）ができていないので、改善すること。 （調理済食品の中心温度・冷凍冷蔵庫の温度管理・水道水の確認・搬出時間の記録が無い等）	B

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
Ⅱ 衛生管理他				
1 施設内共通衛生管理				
(1) 受水槽設置施設	受水槽を設置した施設の飲料水は、遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上であることを毎日始業前及び調理作業終了後に検査し記録しているか。	社福施設衛生管理通知 水道法 神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱 児福施設等衛生管理通知 社福施設受水槽衛生確保通知 社福施設自主点検実施通知5 大量調理マニュアルⅡ3(12)	毎日始業前及び調理作業終了後に遊離残留塩素濃度の検査を実施していないので、是正すること。	C
			遊離残留塩素濃度の検査記録に不十分な点があるので、改善すること。	B
	受水槽を設置している施設は、適正に維持管理を行うとともに、1年以内毎に1回定期的な清掃と管理状況についての検査（厚生労働省指定機関）を受けているか。		受水槽を設置している施設が、1年以内毎に1回定期的な清掃と管理状況についての検査を受けていないので、是正すること。	C
			受水槽の維持管理に不十分な点があるので、改善すること。	B
(2) 大掃除等	常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行っているか（調理室は、半年に1回以上）。	児福施設等衛生管理通知（2） 社福施設衛生管理通知	施設内外の清潔が保たれていない、または不十分な点があるので、改善すること。	B
(3) タオルの共用	感染症・食中毒予防対策のため、手拭きタオルを共用していないか。	児福施設等衛生管理及び食中毒発生予防通知 3 保育所感染症ガイドライン2（1）イ）③ 感染症予防対策マニュアル	タオルを共用しているので、改善すること。	B
2 その他				
非常食の備蓄	非常食を備蓄し、その保管場所・提供方法について全職員に周知しているか。	社福施設等地震防災応急計画作成通知 別紙2「地震防災応急計画作成例」第8条（備蓄） 児福施設食事提供通知1（7）	非常食の備蓄・点検・周知等を行っていないので、改めること。	A